



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 9 日 (火)
第 8 6 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (847) (畜産課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (848) (森林づくり推進課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (849) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護老人福祉施設の指定 (850) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (851) (〃) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (43) 4
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
	土地収用法による収用裁決手続の開始 (5件) (県土総務課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第847号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11347866 663	飛良柴	肉用牛 黒毛和種	平成25年 9月9日	鳥取県 倉吉市	飛良美継	しばひめ356	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場
11347869 398	元花江	〃	平成25年 8月17日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福久	もとはな2	〃	〃

鳥取県告示第848号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字大河原字長尾1926の1、1926の4、1926の6から1926の8まで、字鍵掛1531の27

（2） 保安林として指定された目的

水源の涵養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下安井字山ノ神ノ上エ872の1、字草落シ575、576、大字武庫字鋳物屋1865の1、1865の2、1867

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第849号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人賛幸会	はまゆう中町デイサービスセンター	鳥取市中町49	平成26年12月1日	通所介護
社会福祉法人賛幸会	短期入所生活介護施設のではまゆう	鳥取市野寺67	〃	短期入所生活介護

鳥取県告示第850号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人賛幸会	特別養護老人ホームのではまゆう	鳥取市野寺 67	平成 26 年 12 月 1 日

鳥取県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人賛幸会	はまゆう中町デイサービスセンター	鳥取市中町49	平成26年12月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人賛幸会	短期入所生活介護施設のではまゆう	鳥取市野寺67	〃	介護予防短期入所生活介護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成26年12月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,549
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,744
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,240
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,206
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,256
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,508
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,719
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,446
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,324
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,047
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,115
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,527

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成26年12月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち法第 9 条の 13 第 1 項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの
- 2 開催の日時及び場所
(1) 開催日時 平成 27 年 1 月 17 日 午前 10 時から午後 3 時まで
(2) 開催場所 米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署
- 3 講習時間及び講習課目
(1) 講習時間 4 時間
(2) 講習課目
ア 空気銃の所持に関する法令
イ 空気銃の使用の方法
- 4 考査
講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 9,700 円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び印鑑

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 9 日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 9 号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成 26 年 11 月 17 日
- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積及び土地所有者並びに土地に関して権利を有する関係人

土 地					土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人	
所在	地番	地 目	全筆の地積 (㎡)	使用の裁決手	氏名	住所等	氏名	住所等

		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	続の開始を決定した土地の地積 (㎡)				
鳥取市高住 字鷺谷奥	863-3	山林	山林	4,024	9,290.13	588.66 1,107.62	別記のとおり	別記のとおり	なし	なし

別記

不明

ただし、土地登記記録名義人 (亡) 坂川勝春法定相続人

森岡 禮子 滋賀県草津市桜ヶ丘一丁目 4-6 (持分不明)

山本 稔子 島根県松江市美保関町七類 84 (持分不明)

坂川 勝廣 鳥取市立川町五丁目 201 (持分不明)

坂川 八郎 奈良県天理市杣之内町 917 (持分不明)

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事 (鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで) 及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月17日
- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積及び土地所有者並びに土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市高住 字鷺谷奥	864	山林	山林	2,915	2,010.55	196.61	別記のとおり	別記のとおり	なし	なし

別記

持分3分の2 坂川 勝廣 鳥取市立川町五丁目 201

持分3分の1 不明

ただし、土地登記記録名義人 (亡) 坂川良江法定相続人

森岡 禮子 滋賀県草津市桜ヶ丘一丁目 4-6 (持分不明)
 山本 稔子 島根県松江市美保関町七類 84 (持分不明)
 坂川 勝廣 鳥取市立川町五丁目 201 (持分不明)
 坂川 八郎 奈良県天理市杣之内町 917 (持分不明)

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月17日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積及び土地所有者並びに土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市高住字牛輪谷	900-1	畑	山林	3,008	3,860.39	(収用) 1,639.43 (使用) 12.42 72.22	西尾 毅	鳥取市高住713	坂川 八郎	奈良県天理市杣之内町917 条件付 所有権 移転仮 登記権 者

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 9 号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月17日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積及び土地所有者並びに土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市高住字牛輪谷	900-2	山林	山林	495	796.50	(使用) 461.64	坂川勝廣	鳥取市立川町五丁目201	なし	なし
	901-4	原野	山林	239	238.59	(収用) 238.59				
	901-5	原野	山林	29	29.77	(収用) 29.77				

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 9 号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年11月17日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積及び土地所有者並びに土地に関して権利を有する関係人

土 地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
所在	地番	地 目	全筆の地積 (㎡)	収用又は使用	氏名	住所等	氏名	住所等

		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の登 記記録上 のもの	実測	の裁決手続の 開始を決定し た土地の地積 (㎡)				
鳥取市高住 字牛輪谷	902-1	山林	山林	4,970	不明	(収用) 247.32 (使用) 511.95 1,660.11 623.51 238.42	坂川 八郎	奈良県 天理市 杣之内 町917	なし	なし
	902-2	山林	山林	900	900.51	(使用) 725.02				
	903	山林	山林	595	595.67	(使用) 119.73				
鳥取市高住 字鷺谷奥	863-1	山林	山林	4,958	5,318.57	(使用) 244.27				

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 警察本部無停電電源装置用蓄電池 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成26年10月3日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日海通信工業株式会社鳥取支店
鳥取市湖山町南三丁目277-2 |
| 5 落札金額 | 18,792,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成26年8月22日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |